

第二部

安心安全な 生活環境の確保

1. 公害の防止
 - 1 - 1 公害防止対策
 - 1 - 2 有害物質の監視・対策

2. 災害の防止
 - 2 - 1 飯山市地域防災計画

1 . 公害の防止

環 境 指 標	現 状		目 標 (H23)
	H17	H18	
公害苦情件数 (件)	51	28	ゼロを目指す
野焼き等苦情件数 (件)	19	13	ゼロを目指す
水質汚濁苦情件数 (件)	29	11	ゼロを目指す
公害防止協定締結数 (件)	23	24	積極的に締結する
自動車騒音の基準適合状況 (%)	80.9	-	100

1 - 1 公害防止対策

< 公害防止対策及び本市の指定状況 >

公害を防止するための基本となる事項を定めた「環境基本法」においては、公害とは「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義づけています。

これらの典型7公害とは別に、私たちの身近には、ごみの野外焼却による煙、カラオケ等による騒音、ごみの不法投棄など生活環境型の公害が多数発生しています。

国においては、水質、大気、騒音等各種公害関係の法律を制定し、公害発生原因施設、物質等に対し、規制措置をとり、長野県では、これらの法律のほかに公害の防止に関する条例により、また市では、公害防止条例と生活環境保全条例を統合改正した「飯山市公害の防止に関する条例」(平成13年3月)に基づき、互いに連携をとりながら、公害の発生防止に努めています。

公害関係法令と本市の指定状況は、次のとおりです。

表 1 公害防止に関する法令と指定状況

法 令 名	指 定 状 況
大気汚染防止法	市内全域
騒音規制法	昭和 48 年都市計画用途地域が指定
騒音に関する環境基準の類型指定	昭和 61 年都市計画用途地域が指定
水質汚濁防止法	千曲川、樽川が A 類型に指定
悪臭防止法	昭和 50 年都市計画用途地域が指定
振動規制法	昭和 62 年都市計画用途地域が指定
公害の防止に関する条例(長野県)	深夜営業騒音規制
公害の防止に関する条例(飯山市)	市内全域(騒音・水質汚濁・悪臭)

< 公害防止体制等 >

公害を発生させる可能性のある事業所は、適正な管理を行うことにより、公害の発生を未然に防ぐことが第一です。また、もし発生してしまった場合は、早期に対処することが被害拡大を防ぐために重要です。

現在、市（生活環境室）で行っている公害防止対策事業は、次のとおりです。

- (1) 法若しくは条例に基づく特定施設の届出
- (2) 公害を発生するおそれのある事業所等との公害防止協定の締結
- (3) 公害苦情の受付、現状調査、改善指導
- (4) 騒音規制法に基づく自動車走行騒音測定及び特定施設の騒音測定
- (5) 不法投棄パトロール
- (6) 千曲川、中小河川、湖沼、地下水等の水質測定調査

< 特定施設 >

水質、騒音、大気の関係法令の規定に基づき、市内の工場や事業所が、県もしくは、市へ届け出を行っている特定施設数（特定事業場）は、平成 18 年度末現在、次の通りです。

表 2 - 1 水質関係（長野県）

ア 水質汚濁防止法に関する特定事業場

区 分		事業所数	区 分		事業所数
1-2	畜産農業	3	66-2	旅館業	253
4	保存食料品製造業	3	66-5	飲食店	2
5	みそ、しょうゆ製造業	1	67	洗濯業	10
10	飲料（酒）製造業	3	68	写真現像業	6
11	動物系飼料又は有機肥料製造業	1	68-2	病院	1
16	めん類製造業	1	71	自動式車両洗浄施設	9
17	豆腐・煮豆製造業	6	71-2	試験・研究・検査機関	2
18-2	冷凍調理食品製造業	1	71-3	一般廃棄物処理施設	1
23	パルプ・紙製造業	16	71-4	産業廃棄物処理施設	1
53	ガラス研磨業	1	71-5	TCE・PCE洗浄施設	0
55	生コンクリート製造業	3	72	し尿処理施設	10
60	砂利採取業	5	73	下水道終末処理施設	3
65	酸・アルカリ表面処理	1			
66	電気メッキ施設	2			
			合 計		345

イ 公害の防止に関する条例(長野県)に基づく特定事業場

施設の種類	事業所数
飲食店	1
自動車分解整備業	3
合 計	4

表 2 - 2 騒音規制法に基づく特定施設 (飯山市)

区 分		工場数	施設数
金属加工機械	機械プレス	1	10
空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機	5	14
	送風機	4	14
	小 計	9	28
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	1	1
木材加工機械	ドラムパーカー	1	1
	チップパー	1	1
	帯のこ盤	2	5
	丸のこ盤	3	7
	かんな盤	2	2
小 計	9	16	
合成樹脂用射出成形機		1	33
合 計		21	88
特 定 工 場 実 数		12	

表 2 - 3 大気汚染に関する特定施設 (長野県)

ア 大気汚染防止法に基づくもの

	区 分	施設数
ばい煙関係	ボイラー	43
	乾燥炉	1
	廃棄物焼却炉	3
	タービンガス	1
	ディーゼル機関	9
	小 計	57
粉じん関係	鉱物土砂の堆積場	4
	ベルトコンベアー	0
	破碎機	3
	ふるい	0
	小 計	7

イ 公害の防止に関する条例(長野県)に基づくもの

施 設 の 種 類	施設数
金属溶融炉	0
木材木製品製造業	7
黒鉛製品製造業	0
繊維製品製造業	5
合 計	12

表 2 - 4 ダイオキシン類対策特別処置法に基づく特定施設（長野県）

施設の種類	施設数
廃棄物焼却炉	4
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設	1
合計	5

表 2 - 5 PRTR 法に基づく届出対象事業所

PRTR 法に基づく事業所数	16 事業所
----------------	--------

< 公害防止協定締結企業数 >

平成 18 年度末には、市内の 24 の業者と公害防止協定を締結しています。公害防止協定を締結することにより、企業としても積極的に環境保全対策をアピールできる機会となります。

< 公害苦情と処理状況 >

最近の公害苦情の受理状況は、平成 15 年度にピークを迎えましたが、その後、減少傾向となっています。その主なものとしては以下のとおりです。

- ・ 野焼きに関する苦情（大気汚染）件数は、年度によりバラつきがあるものの、横ばい傾向となっています。
- ・ 油漏れ等による水質汚濁の苦情は、災害（雪害、地震等）が起きた年は、増加している傾向にあります。
- ・ 固定施設からの騒音に関する苦情が年 2～3 件ありますが、事業者により対策がなされています。
- ・ 木島地区の堆肥製造施設から発する悪臭に関する苦情が平成 14 年度より急増しましたが、平成 17 年度の事業停止に伴い、苦情件数は大幅に減少しました。

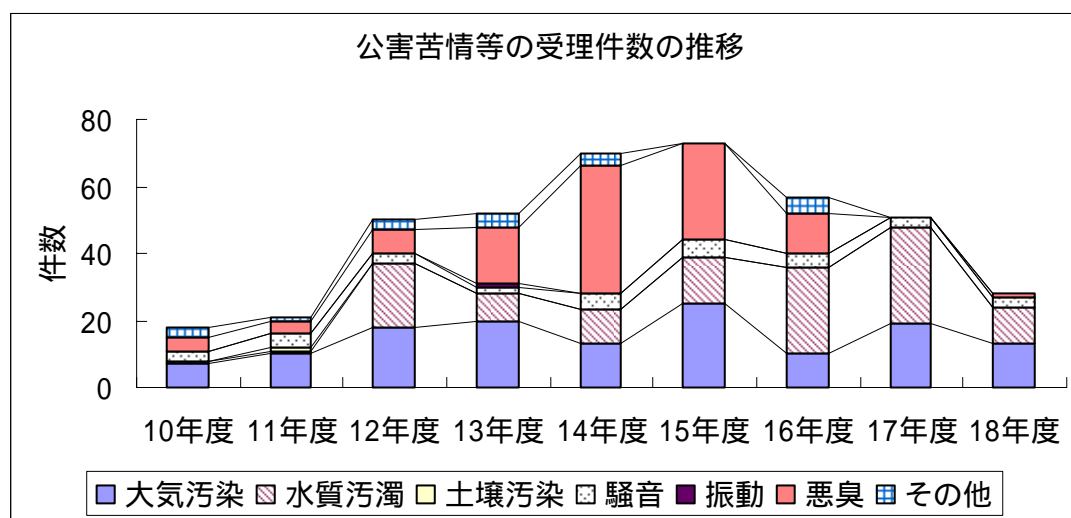


図 1 公害苦情等の受理件数の推移

<自動車交通及び一般環境の騒音>

県では年に1回、県内27市町村(92地点)において、自動車騒音の面的評価を行っています。飯山地区では一般国道117号線が対象となっており、評価結果(全体)における対象住居897戸のうち、80.9%が昼夜通じて環境基準以下でした。

表3 国道117号線(飯山地区)の自動車騒音面的評価(平成17年10月27日、28日測定)

評価区間	評価結果	住居戸数 {戸}	昼夜とも 基準以下 {戸(%)}	昼のみ 基準以下 {戸(%)}	夜のみ 基準以下 {戸(%)}	昼夜とも 基準超過 {戸(%)}
12区間 (10.4km)	全 体	897	726(80.9%)	8(0.9%)	161(17.9%)	2(0.2%)
	近接空間	456	285(62.5%)	8(1.8%)	161(35.3%)	2(0.4%)
	非近接空間	441	441(100.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

2 - 2 有害物質の監視・対策

<大気汚染調査> 市内の大気中のダイオキシン類調査

平成12年以降行っていました大気中のダイオキシン類の調査結果です。市役所庁舎(H13までは市役所分室)にて測定。環境基準に比べ10分の1レベルが続いていたので、平成15年の冬で測定を終了としました。

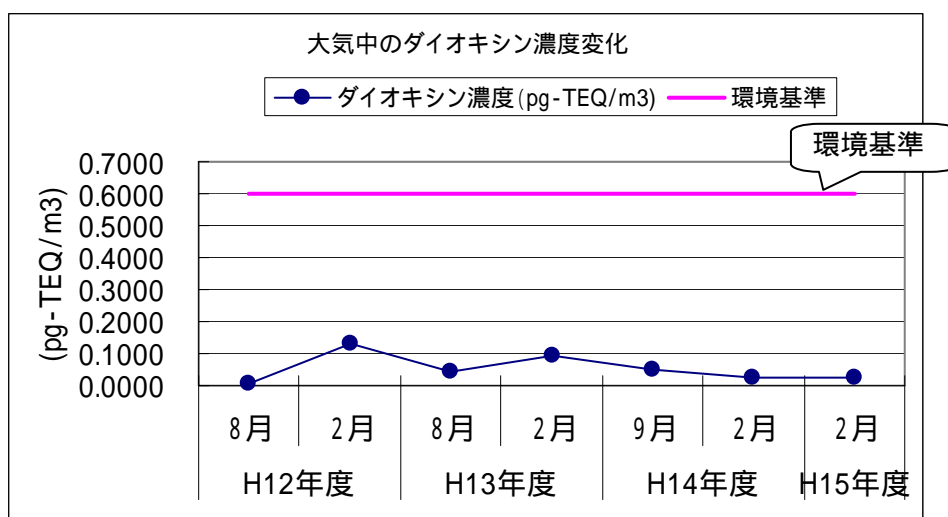


図2 大気中ダイオキシン濃度経年変化

<二酸化炭素等地球温暖化物質の削減> アイドリングストップ運動の実施

地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減らすことを目的として、毎年6月の「環境月間」及び12月「大気保全月間」に併せ、広報「飯山」、CATV、防災無線等を通じアイドリングストップ運動を呼びかけています。

2 . 災害の防止

環 境 指 標	現 状		目 標 (H23)
	H17	H18	
災害防止区域指定数（法指定）	39	39	→ 防災対策により減少させる
災害危険ヶ所等指定数	481	481	

2 - 1 飯山市地域防災計画

飯山市は、周辺部は比較的急峻な山地と通称「飯山盆地」と呼ばれる平地からなり、山地では地すべりが、また盆地では、千曲川・樽川による洪水の災害に見舞われています。また日本有数の豪雪地帯に属しているため、豪雪による災害も起きています。

記憶の新しいところでは、平成 17 年度の豪雪災害により 12 月 27 日午前 1 時に豪雪災害対策本部が設置され、翌月の 1 月 6 日～11 日まで自衛隊派遣、7 日には災害救助法が適用されています。また平成 18 年 7 月には、梅雨前線による集中豪雨により千曲川が増水し、大倉崎水位観測所では観測史上 2 番目となる 12.24m を記録しました。さらに木島、常盤地区の堤防付近ではパイピング現象により漏水箇所が多数現れています。

表 1 近年の災害状況（庶務課消防防災係）

	災害種類	災害場所	災害の状況と規模	災害救助法	被害総額 (百万円)
S51～S53	豪雪	市内全域	3年連続の豪雪 自衛隊出動 飯山線運休		
S56.1～3	豪雪	市内全域	飯山線不通延 27 日 自衛隊出動(1月) 飯山試験地積雪量 251cm	適用	
S57.9.13	水害	木島、常盤、 太田、岡山、 飯山	台風 18 号による災害 床上浸水 705 戸 床下浸水 95 戸 農地浸水 587ha	適用	715
S58.9.29	水害	常盤、飯山、 瑞穂、太田、 岡山	台風 10 号による災害 農地浸水 895ha 家屋流失 1 戸 床上浸水 567 戸 床下浸水 135 戸	適用 (激甚)	551
S59.1～3	豪雪	市内全域	飯山地域気象観測所積雪量 257cm 消雪日 4/26(観測史上最遅)	適用 (激甚)	
H7.7.11	水害	市内全域	最大 1 時間雨量 37mm		109
H14.10.31	土砂災害	柳原堰口	台風 21 号による豪雨 住家 1 棟倒壊		

基本目標 1 健康で安心して暮らし続けられるまち

H16.10.21	水害	市内全域	台風 23 号による千曲川増水 9.37m 内水による床上浸水 4 戸 木島地区非難準備発表		
H16.10.23	地震	市内北西部	中越地震 飯山市震度 4 (4.1) 岡山地区停電 291 戸		
H17.8.16	水害	市内北西部	中小河川氾濫 土砂流出 崖崩多発 最大 1 時間雨量 56mm 最大 1 日雨量 157mm		
H17.12.10 ~ H18.2.28	豪雪	市内全域	飯山(2/5)256cm 岡山(2/5)483cm 自衛隊出動(1月) 死亡 3 名 負傷者 33 名 住宅全壊 3 棟 一部損壊 21 棟	適用	
H18.7.19 ~7.26	水害	市内全域	千曲川増水 飯山水位観測所 9.75m 床上浸水 3 戸 床下浸水 10 戸 避難勧告 4 区 32 世帯		

飯山市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき飯山市防災計画が策定されており、この計画に基づき、災害予防、応急対策、災害復旧を実施します。

洪水対策としては、堤防の強化や岡山地区の無堤防地域の解消、樋門の排水機能の強化等の対策を進めております。

災害危険箇所指定された区域は、毎年諸機関によるパトロールが実施されており、長期的かつ状況に応じて、対応が検討されています。法で定められた災害防止区域、及び災害危険箇所は表 2・3 のとおりです。

表 2 法で定められた災害防止区域 (庶務課消防防災係)

	区域	面積(ha) 延長(m)	主な指定区域	保全対象
地すべり防止区域	1 2	651 ha	富倉、柳原、秋津	212 戸
急傾斜地崩壊危険区域	9	2,530 m	常盤、飯山、柳原、秋津	164 戸
砂防指定地	1 8	118 ha	清川、野々海川、松田川、他	

表 3 災害危険か所等指定区域（庶務課消防防災係・道路河川課）

	箇所	面積（ha） 延長（m）	備 考	保全対象
地すべり危険か所 ²	4 6	3,387 ha	林野庁所管、県所管	767 戸
急傾斜地危険か所（ ） ²	3 6	6,465 m	自然斜面、人口斜面	353 戸
急傾斜地危険か所（ ） ²	1 8	2,270 m	自然斜面、人口斜面	40 戸
急傾斜地危険か所（ ） ²	3 1	5,080 m	自然斜面、人口斜面	
土石流発生危険溪流（ ）	9 3	634 ha		1,545 戸
土石流発生危険溪流（ ）	3 1	36 ha		74 戸
土石流発生危険溪流（ ）	1 5			
雪崩危険箇所	9 2		県林務部・土木部	
雪崩土砂流出危険地区	4 3	87 ha		
山腹崩壊危険地区	5 6	135 ha		332 戸
土砂崩壊危険か所	2 0	1,082 ha		1,125 戸
重要水防区域	4 2	46,829 m	うち重要水防箇所 4 箇所	

1 面積、延長、戸数については、延べ数。

2 県により、平成 19 年度中に土砂災害防止法に基づき指定される予定。